

令和6年2月29日

保護者等 様

京都府立京都八幡高等学校
校長 鎌倉 基宣

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

この度はお子様が御卒業を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、本校入学時に御案内いたしました、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、卒業式の日（3月1日）をもって対象期間が終了します。

また、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅しますので、あわせて御注意ください。

御不明な点がありましたら、本校または日本スポーツ振興センターまでお問い合わせください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター <https://www.jpnsport.go.jp/>